

大阪ヘルスケアパビリオン公式行催事等の企画・運営業務及び
イベント広場(仮称)等における基本設備の設置・管理業務委託
募集要項(公募型プロポーザル)

1 案件名称

大阪ヘルスケアパビリオン公式行催事等の企画・運営業務及びイベント広場(仮称)等における基本設備の設置・管理業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会大阪パビリオン(以下「発注者」という。)は、2025 年日本国際博覧会(以下「万博」という。)において、「REBORN」をテーマに、オール大阪の知恵とアイデアを結集した展示を展開し、訪れた多くの人々に「いのち」や「健康」の観点から「近未来の暮らし」を感じていただき、「大阪」という都市の活力・魅力を伝えることを目指している。

大阪ヘルスケアパビリオンでは、催事専用スペースとしてイベント広場(仮称)を敷地内に設置し、大阪府内の自治体や協賛企業等(以下「催事主催者」という。)が広く参加できるオール大阪での催事の枠組みを準備し、出展参加のテーマ「REBORN」”人は生まれ変わる”、”新たな一歩を踏み出す”に沿った多様な催事を展開し、賑わいを演出することとしている。

また、来館者等が館内で購入された飲食物の喫食や来場者の交流を目的とした飲食スペースをイベント広場(仮称)付近に設けることとしている。

本事業は、大阪ヘルスケアパビリオンの公式行催事をはじめ、催事主催者による会期中における多様な催事についての総合プロデュースを行うとともに、大阪ヘルスケアパビリオン公式行催事等の企画・実施運営及び大阪ヘルスケアパビリオンイベント広場(仮称)のステージ照明・音響・映像設備や飲食スペースにおける椅子・テーブル等の基本設備の設置・管理を行うものであり、本事業の遂行により、大阪ヘルスケアパビリオンで実施する催事に相応しいクオリティとエンターテインメント性の高い主催者催事等の実現を目指すものである。

(2) 業務内容

具体的内容については別紙1「大阪ヘルスケアパビリオン公式行催事等の企画・運営業務及びイベント広場(仮称)等における基本設備の設置・管理業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)」を参照のこと。

(3) 事業規模(契約上限額)

金 72,783 千円(消費税及び地方消費税を含む)

(2024 年度から 2025 年度までの総額※約 314,947 千円(予定))

※現時点における想定金額であり、今後の予算措置の状況等により変動する可能性がある。

(4) 契約期間

契約締結の日から 2025年 3 月 31 日(月)

※契約期間終了後も協議等を行った上で、2025 年度まで引き続き受注者との契約締結を予定している。

(5) 履行場所

発注者が指定する場所

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 事業者選定の概要

(1) 選定方式

応募者の持つノウハウを反映させるために応募者より提案等を求め、提案内容等を総合的に評価し、事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」とする。

(2) 選定方法

発注者は、発注者が定める公募参加資格を満たす応募者から提案を受け、評価点が最も高い応募者を受注に係る第一優先交渉権者として選定する。審査にあたっては発注者が設置する大阪ヘルスケアパビリオン公式行催事等の企画・運営業務及びイベント広場(仮称)等における基本設備の設置・管理業務委託公募型プロポーザル方式事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)にて審査を行う。なお、会議の公平性の確保及び円滑な運営のため選定委員会は非公開とする。

(3) 審査方法

「提出書類」及び「プレゼンテーション」をもとに選定委員会の検討により総合的に判断し決定する。

4 契約に関する事項

(1) 契約の方法

発注者は、3で選定した事業者を受注に係る第一優先交渉権者として協議の上、本事業の委託契約を締結する。この時点で第一優先交渉権者を、受注者と定める。

契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

本事業の予算の状況等の諸般の事情により、本事業の計画を変更し、もしくは本事業の契約を行わない場合がある。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合や、各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不適当であると認められる場合は、契約締結をしないことがあるほか、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

委託料の支払いは、契約期間内に受注者による業務が完了された後、発注者の検査を経て受注者の請求に基づき支払う。ただし、業務の完了前に既に業務を完了した部分であり、検査職員の検査に合格したものに対しては、部分払いによる請求を行うことができる。その場合は、受注者に提出を求める所定の請求書等に基づき、月1回を超えない範囲で支払うものとし、受注者の指定する口座に振り込みする。

(3) 契約書案

別紙2「業務委託契約書(案)」参照

(4) 契約保証金

大阪市契約規則第 37 条の規定に基づき、契約保証金(契約金額の 100 分の 5)の支払いが必要となる。ただし、「大阪市契約規則」第 37 条第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。

5 応募資格、必要な資格・許認可等

参加において次に掲げる要件を全て満たすこと。なお、単独の企業(以下「単体企業」という。)のほか、以下の要件をすべて満たす複数の企業からなる共同事業体(以下「共同事業体」という。)で参加することも可能とする。

(1) 次の(ア)から(カ)までのいずれにも該当しない者であること。

(ア) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(イ) 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。)第3条第1項に規定する入札参加除

外者

- (ウ) 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者
 - (エ) 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
 - (オ) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札除外措置を受けている者
 - (カ) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げるいずれかの措置要件に該当する者
- (2) 直近1カ年において、本店所在地の市町村民税(東京都の場合は法人住民税)、固定資産税、都市計画税を完納していること。
- (3) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 大阪府並びに大阪市から補助金交付等停止措置又は入札参加停止措置が講じられている者でないこと。
- (5) 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (7) 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (8) 次に掲げる者から直接又は間接的に支援を受けないこと。
- ・選定委員会の委員及びその家族
 - ・選定委員会の委員及びその家族が主宰、役員、顧問及び所属をしている組織に所属する者
- (9) 特定建設業許可を受けた事業者であること。
- (10) 共同事業体を結成して申請する場合は、上記(1)から(8)の条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下(ア)から(カ)の要件も満たさなければならない。なお、上記(9)の要件については、仕様書の要件を満たす機材等の設置に係る設計・施工を行う共同事業体の構成員が有する場合、要件を満たすものとする。
- (ア) 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること
 - (イ) 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない
 - (ウ) 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること
 - (エ) 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること
 - (オ) 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない
 - (カ) 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない
- (11) 本事業全体を統括する責任者として、事業期間を通じて以下の要件を満たす管理者を配置すること。
- (ア) 単体企業
参加申込書提出日において応募者となる企業との間で少なくとも3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
 - (イ) 共同事業体
参加申込書提出日において代表構成員となる企業との間で少なくとも3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
- ※直接的な雇用関係とは、管理者とその所属する企業との間に第三者の介在する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在することをいう。

6 スケジュール

・公募開始

2024年 6月21日(金)

・質問受付締切	//	7月2日(火)
・質問に対する回答	//	7月5日(金)
・参加申請関係書類の提出期限	//	7月10日(水)
・参加資格決定通知	//	7月16日(火)
・企画提案書の提出期限	//	7月26日(金)
・プレゼンテーション審査	//	7月下旬から8月初旬
・選定結果通知	//	8月上旬
・契約締結・事業開始	//	8月中旬
・事業完了	2025年	11月30日(日)

7 応募手続き等に関する事項

(1) 関係資料の開示

ア 受付期間

公募開始日から令和6年7月10日(水)午後5時30分まで

イ 開示方法

仕様書の関係資料の開示を希望する際は、(公社)2025年日本国際博覧会大阪パビリオンに別紙3「守秘義務誓約書」を提出してください。提出された「守秘義務誓約書」を確認後、資料を順次開示します。なお、提出については、「守秘義務誓約書」に必要事項を記入・捺印のうえ、スキャンしたPDFのデータを電子メール(osakapv-pq@expo2025-osakapv.or.jp)で送信ください。

(ア) 電子メール送信後、必ず電話で受信の確認(電話番号:06-6115-6756)をお願いします。(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時30分まで)

(イ) 資料開示のための提出書類及び提出方法

※電子メール件名に「【守秘義務誓約書】催事企画等公募型プロポーザル」と明記し、別紙3「守秘義務誓約書」を電子メールで送付してください。

(ウ) 万一、(公社)2025年日本国際博覧会大阪パビリオンから返答がない場合は、電話等により確認してください。

(2) 質問の受付

ア 受付期間

公募開始日から2024年7月2日(火)午後5時30分まで(必着)

イ 提出方法

質問書(様式1)に記載し、下記10の提出先まで提出すること。持参のほか、郵送、ファックス、電子メールによる申込を可とするが、送付後は電話確認を行うこと。

※電子メールによる提出の場合は、「件名」に「【質問:大阪ヘルスケアパビリオン公式行催事等の企画・運営業務及びイベント広場(仮称)等における基本設備の設置・管理業務委託】」と明記すること。

※電話や口頭での質問は受け付けない。

ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、2024年7月5日(金)(予定)に発注者ホームページにて行う。

(3) 参加申請書類の提出及び参加資格審査結果通知

ア 提出書類

【単独法人】

(ア) 公募型プロポーザル参加申請書(様式2-1)

(イ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式4)

- (ウ) 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料(様式は任意)
 - (エ) 使用印鑑届(様式5)
 - (オ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの:原本】
 - (カ) 登記簿謄本又は登記事項全部証明書(その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約)【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの:写し可】
 - (キ) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの:写し可】ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書(様式自由)
 - (ク) 消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書その3(その3の2、その3の3でも可))【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの:写し可】
 - (ケ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書(写し)
- ※(キ)及び(ク)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。
- ※(エ)～(ケ)は、参加申請時点において、大阪市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする(様式2-1に承認番号を記載すること)。

【共同事業体】

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書(様式2-2)
 - (イ) 共同事業体届出書兼委任状(様式3)
 - (ウ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式4)
 - (エ) 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料(様式は任意)
 - (オ) 使用印鑑届(様式5) ※代表構成員のみ
 - (カ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの:原本】※代表構成員のみ
 - (キ) 登記簿謄本又は登記事項全部証明書(その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約)【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの:写し可】
 - (ク) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの:写し可】ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書(様式自由)
 - (ケ) 消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書その3(その3の2、その3の3でも可))【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの:写し可】
 - (コ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書(写し)
 - (サ) 共同事業体協定書(写し)
- ※(ウ)及び(エ)、(キ)～(コ)は、構成員となるすべての事業者について提出すること。
- ※(ク)及び(ケ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。
- ※(オ)～(コ)は、参加申請時点において、大阪市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする(様式3に承認番号を記載すること)。

イ 提出期限

2024年7月10日(水)午後5時30分まで(必着)

ウ 提出方法

提出期限までに下記10の提出先まで提出すること。持参のほか、郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

エ 参加資格審査結果通知

すべての参加申請者に対し、2024年7月16日(火)(予定)、様式2-1又は様式2-2に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

(4) 企画提案書類の提出

ア 提出書類

(ア) 公募型プロポーザル企画提案書(単独法人等用)(様式6-1)又は公募型プロポーザル企画提案書(共同事業体用)(様式6-2)

(イ) 業務提案書

- ・様式は自由とし、A4 判両面とし、図等の使用も可とする。
- ・仕様書に定める事項について具体的に記載すること。
- ・業務実施体制についても必ず提案に含めること。
- ・用紙の向きは縦又は横のいずれかで統一すること。

(ウ) 業務実績調書(様式7)※実績がない場合は提出不要

- ・参加者が共同事業体の場合、構成員となるすべての事業者について提出すること。

(エ) 経費内訳書及び積算根拠(様式8)

イ 提出部数

正本:1部(記名・代表者印を押印したもの)

副本:11部及びPDFデータを記録したDVD等1枚

※提出資料(ア)から(エ)を順番に並べ、通しページ番号を付け、1部ごとにクリップ止めをすること。

※副本には記名・押印せず、事業者を特定できる箇所(事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等)にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」や「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。

※DVD等の提出については、ウイルスチェックを行うこと。

ウ 提出期限

(3)エの参加資格審査結果通知(合格)を受け取った日から2024年7月26日(金)午後5時30分まで(必着)

エ 提出方法

提出期限までに下記10の提出先まで提出すること。持参のほか、郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

8 選定に関する事項

選定については、有識者会議を開催し、以下の評価項目についての意見を聴取のうえ、発注者が受注予定者を決定する。

有識者会議では、プレゼンテーション審査を行う。なお、有識者会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験を有する外部の者で構成する。

また、審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

(1) プレゼンテーション審査

ア 実施日(予定)

2024年7月下旬から8月初旬頃

イ 実施場所(予定)

公益社団法人2025年日本国際博覧会大阪パビリオン

所在地:〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10ATCビルO's棟北館4階

※大阪市内の他の会場に変更の可能性がある。

ウ 内容・方法等

7(4)アの提出資料を使用し、企画提案(実施方針等)について口頭にて説明(プレゼンテーション)を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。

- ・1者あたり30分程度(うち説明約15分以内、質疑応答含む)とする。

※企画提案者数により、説明時間等を変更する場合もある。

- ・参加者は1者あたり4名以内とする。なお、共同事業体の場合も同様とする。
- ・プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。
- ・プレゼンテーション審査の実施日時・場所など詳細については、別途通知する。

(2) 選定基準・方法

評価項目	評価内容	配点
本業務の目的に対する理解度・業務スケジュール	・本業務の目的及び施設の価値や魅力を理解し、業務を円滑に遂行するためのスケジュールとなっているか。	5点
業務運営体制	・本事業の目的の達成に必要な人材をプロデューサーに選任するなど、的確な業務遂行が可能な体制となっているか。 ・博覧会協会が主催する公式行事の状況や追加される来場者サービスの内容等を踏まえた対応ができるなど、各業務を円滑に遂行するための十分な実施体制が確保されているか。 ・災害時の対応方法について、適正に示されているか。	30点
行催事企画・コンテンツ	・イベント広場(仮称)で実施する多様な催事が一貫したテーマのもと、大阪ヘルスケアパビリオンの出展参加テーマに沿った賑わいのある催事が実施できるような適切なコンセプトが設定されているか。 ・公式行事について、大阪ヘルスケアパビリオンのテーマや理念が効果的に発信できる手法となっているか。 ・開幕イベント・コイベントについて、来場者に大阪パビリオンの魅力を感じてもらえる内容となっているか。 ・小規模催事について、回数やコンテンツなど、イベント広場(仮称)の空き状況に応じ、柔軟に対応できる提案となっているか。 ・行催事全体を通じ、本事業の目的等を十分に理解し、独自の提案等の創意工夫等が盛り込まれており、その内容が事業目的を達成できるものとなっているか。	30点
ステージ照明・音響・映像設備等	・雨天対策等について有効な対策となっているなど、機材等の設定が適切であるか。 ・保守・管理計画及び機材故障時の復旧対応等について、有効な提案となっているか。	10点
観覧席・飲食スペース	・観覧席の配席を含めた仕様について、行催事ごとに柔軟に対応できる提案となっているか。 ・飲食スペースに設置する設備について、悪天候の対応等、本業務の内容を理解した提案となっているか。 ・大阪ヘルスケアパビリオン外観との調和が取れ、来場者をおもてなしするにふさわしい良質な家具等であるか。また、安全面に十分な配慮がなされ、暑さ対策が講じられるとともに、ユニバーサルデザインに配慮したものとなっているか。	15点
価格点	・見積額の積算内容は、提案業務内容に対して妥当か。 (満点×提案価格のうち最低価格/各社の提案価格)	10点
合計(委員1名あたり)		100点

- ア 上記の選定基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容について、外部有識者で構成される有識者会議の意見を聴取したうえで評価を実施し、合計点が最も高い提案者を受注予定者として選定する。
- イ 全委員の合計点が最も高い提案者が2者以上(同点)の場合
 - ・「企画内容」の項目の合計得点が高い者を受注予定者とする。
 - ・「企画内容」の項目の合計得点と同じ場合は、「業務実施体制等」の項目の得点が高い者を受注予定者とする。
 - ・「業務実施体制等」の項目の得点も同じ場合は、業務経費見積額が低い者を受注予定者とする。
- ウ 合計点が最も高い提案者の評価において、一委員でも評価点が100点満点中60点未満もしくは1項目でも0点があった場合には、受注予定者として選定しない場合がある。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと。
- イ 同一参加者が複数の提案を行うこと。
- ウ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- エ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- オ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- カ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合。
 - (ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - (イ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
 - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ケ プレゼンテーション審査を欠席すること。
- コ 見積書に記載の額、2(3)の事業規模(契約上限額)を超えているもの。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は、全ての参加者に対し、2024年8月上旬(予定)に様式2-1又は様式2-2に記載の担当者メールアドレスあてに通知するとともに、発注者のホームページに掲載する。

9 その他(提案に要する費用、条件等)

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ すべての企画提案書は返却しない。
- ウ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。
- エ 期限後の提出、差し替え等は認めない。ただし、発注者より指示があった場合は、この限りではない。
- オ 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務については、発注者と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- キ 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、100点満点中60点未満もしくは1項目でも0点があった者を除く場合がある。

10 提出先、問合せ先

受付については、午前9時から午後5時30分までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後0時15分～午後1時を除く。

《問合わせ先》

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会大阪パビリオン

所在地: 〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10ATC ビル O's 棟北館 4 階

電話: 06-6115-6756 ファックス: 06-6115-6719

メールアドレス: osakapv-pq@expo2025-osakapv.or.jp